

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

許認可等の内容		認知症高齢者等個人賠償責任保険事業加入申請に対する決定
根拠法令等及び条項		栃木市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱第2条、第4条及び第5条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業実施要綱第2条、第4条及び第5条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3年 8月 17日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(対象者)</p> <p>第2条 事業の対象となる者（以下「対象者」という。）は、栃木市認知症高齢者等SOSネットワーク事業実施要綱（令和3年栃木市告示第275号）の規定に基づきSOSネットワークに登録された者のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 在宅で生活しており、次のアからウまでのいずれにも該当しない者</p> <p>ア 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する施設サービス（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院）を利用している者又は同法に規定する地域密着型サービス（認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は地域密着型特定施設入居者生活介護）を利用している者</p> <p>イ 医療法（昭和23年法律第205号）に規定する病院又は診療所に入院している者</p> <p>ウ 次のいずれかの社会福祉施設に入所している者</p> <p>(ア) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設</p> <p>(イ) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設又は更生施設</p>	

(ウ) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム

(3) 介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症の診断を受けている者又は同法第27条第3項に規定する要介護認定若しくは同法第32条第2項に規定する要支援認定（以下これらを「要介護認定等」という。）における主治医意見書の日常生活自立度がⅡ以上の者

（保険加入の申請）

第4条 事業による保険への加入を希望する対象者又はその家族若しくは介護者（以下これらを「申請者」という。）は、栃木市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業による保険加入申請書（別記様式第1号）に医師の診断書を添付し、市長に提出しなければならない。ただし、要介護認定等における主治医意見書で第2条第3号に規定する要件を確認できる場合は、医師の診断書の添付は、不要とする。

（保険加入の決定）

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、これを審査の上、保険加入の可否を決定し、栃木市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業による保険加入申請結果通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。